VI 参考資料

1 公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成 17 年法律第 18 号:平成 26 年 6 月 4 日最終改正)

- 第一章 総則 (第一条—第八条)
- 第二章 基本方針等(第九条—第十一条)
- 第三章 多様な入札及び契約の方法等
- 第一節 競争参加者の技術的能力の審査等(第十二条・第十三条)
- 第二節 多様な入札及び契約の方法 (第十四条—第二十条)
- 第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び

発注者に対する支援等(第二十一条—第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全(良好な環境の創出を含む。)、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成十二年法律第百二十七号) 第二条第二項 に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

- 第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会 資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共 工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保され なければならない。
- 2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。
- 3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保 の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければなら ない。
- 4 公共工事の品質は、公共工事の発注者(第二十四条を除き、以下「発注者」という。)の能力及び 体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法 が選択されることにより、確保されなければならない。
- 5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有

することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

- 6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。
- 7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。
- 8 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。
- 9 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案(公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。)及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 1 O 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約(下請契約を含む。)の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。
- 1 1 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査(点検及び診断を含む。以下同じ。) 及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の 趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその 者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事 に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、公共工事の品質確保の促進 に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進 に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国及び地方公共団体の相互の連携及び協力)

第六条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、 基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

(発注者の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事

の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
- 二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。
- 三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。
- 四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。
- 五 設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。)に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。
- 六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。
- 2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びに これらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならな
- 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めると ともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るように努めなければならない。

(受注者の責務)

- 第八条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を 締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。
- 2 公共工事の受注者(受注者となろうとする者を含む。)は、契約された又は将来施工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第九条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項
 - 二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針
- 3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。)及び地方公共団体の自主性に配慮しなけれ ばならない。
- 4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第十条 各省各庁の長(財政法 (昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項 に規定する各省各庁 の長をいう。)、特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人(独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号)第二条第一項 に規定する独立行政法人をいう。)である場合にあっては、その長)及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力体制)

第十一条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制 の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章 多様な入札及び契約の方法等

第一節 競争参加者の技術的能力の審査等

(競争参加者の技術的能力の審査)

第十二条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようと する者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他 競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

第十三条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該公共工事の性格、 地域の実情等に応じ、競争に参加する者(競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。)について、 若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実 施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

第二節 多様な入札及び契約の方法

(多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択)

第十四条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

(競争参加者の技術提案を求める方式)

- 第十五条 発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、 発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 2 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る 負担に配慮しなければならない。
- 3 発注者は、競争に付された公共工事につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認 めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。
- 5 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその 旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただ し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条 から第八条 までに定める公共工事の 入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、 この限りではない。

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

(技術提案の改善)

- 第十七条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。
- 2 第十五条第五項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

- 第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。
- 2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を 適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第十九条 発注者は、前条第一項の場合を除くほか、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求め

たときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、 発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意 見を聴くものとする。

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

- 第二十条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的 な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。
 - 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式
 - 二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式
 - 三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする 方式

第三節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

- 第二十一条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。
- 2 第一項の規定により、契約により発注関係事務の全部又は一部を行う者は、基本理念にのっとり、 発注関係事務を適切に実施しなければならない。
- 3 第一項の規定により、契約により発注関係事務の全部又は一部を行う者は、基本理念にのっとり、 発注関係事務を適切に実施しなければならない。
- 4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件 を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ず るよう努めなければならない。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第二十二条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

(国の援助)

第二十三条 国は、第二十一条第四項及び前条に規定するもののほか、地方公共団体が講ずる公共工事 の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施 策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(公共工事に関する調査及び設計の品質確保)

第二十四条 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、その発注に当たり、公共工事に準じ、競争に 参加しようとする者について調査又は設計の業務の経験、当該業務に配置が予定される技術者の経験又 は有する資格その他技術的能力に関する事項を審査すること、受注者となろうとする者に調査又は設計 に関する技術又は工夫についての提案を求めることその他の当該業務の性格、地域の実情等に応じた入 札及び契約の方法を選択すること等により、その品質を確保するよう努めなければならない。

- 2 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、業務状況の評価の標準化並びに調査 又は設計の成果及び評価に関する資料その他の資料の保存に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の公共工事の品質確保の促進 に関する法律の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必 要な措置を講ずるものとする。

2 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 (平成 17 年 8 月 26 日閣議決定;平成 26 年 9 月 30 日最終変更)

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年 法律第 18 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 項に基づき、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を、次のように定め、これに従い、法第 10 条に規定する各省各庁の庁、特殊法人等の代表者及び地方公共団体の長は、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努める物とする。

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意 義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

建設工事は、目的物が使用されて初めてその品質を確認できることその品質が受注者の 技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により品質に関する条件が異なること 等の特性を有している。公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資の減少や その受注をめぐる価格面での競争の激化により、ダンピング受注(その請負代金の額に よっては公共工事の適正な施工が通 常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ)等が 生じてきた。そのため、工事中の事故や手抜き工事の発生、地域の建設業者の疲弊や下 請業者や技能労働者等へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下をはじめとする就 労環境の悪化に伴う若手入職者の減少、更には建設生産を支える技術・技能の承継が困 難となっているという深刻な問題が発生している。このような状況の下、将来にわたる公 共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念が顕著となってい る。予定価格の作成や入札及び契約の方法の選択、競争参加者の技術的能力の審査や工事 の監督・検査等の発注関係事務を適切に実施することができない脆弱な体制の発注者や、 いわゆる歩切りを行うこと、ダンピング受注を防止するための適切な措置を講じていな いこと等により、公共工事の品質確保が困難となるおそれがある低価格での契約の締結を許 容している発注者の存在も指摘されており、これも、将来にわたる公共工事の品質確保と その担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念の一つとなっている。さらに、防災・ 減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、 災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障 が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されている。こうしたことから、将来にわたる 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を促進するための対策を講じ る必要がある。

また、我が国の建設業界の潜在的な技術力は高い水準にあることから、公共工事の品質確保を促進するためには、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することが必要である。しかし、現在の入札及び契約の方法は、画一的な運用になりがちである、民間の技術やノウハウを必ずしも最大限活用できていない、受注競争の激化による地域の建設

産業の疲弊や担い手不足等の構造的な問題に必ずしも十分な対応ができていない等の課題が存在する。

このような観点に立つと、現在及び将来の公共工事の品質確保を図るためには、発注者が、法の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務を適切に実施することが必要である。

また、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることも重要である。こうした契約がなされるためには、発注者が、事業の目的や工事の性格等に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、その場合の落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが基本となる。加えて、発注者は、工事の性格、地域の実情等に応じ、競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等を適切に行うよう努めることも必要である。

さらに、工事完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、公共 工事の目的物の品質を将来にわたって確保する必要がある。加えて、地域において災害 対応を含む維持管理が適切に行われるよう、地域における担い手の育成及び確保につい て地域の実情を踏まえた十分な配慮がなされることが必要である。

これらにより、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が中長期的に確保され、また、これらの者が公共工事を施工することとなることにより、現在及び将来の公共工事の目的物の品質が確保されることとなる。また、競争参加者の技術的能力の審査を行った場合には、必要な技術的能力を持たない建設業者が受注者となることにより生じる施工不良や工事の安全性の低下、一括下請負等の不正行為が未然に防止されることとなる。

さらに、ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備されることとなる。

加えて、民間企業の高度な技術提案がより的確に活用された場合には、工事目的物の環境の改善への寄与、長寿命化、工期短縮等の施工の効率化等が図られることとなり、

一定のコストに対して得られる品質が向上し公共事業の効率的な執行にもつながる。

さらに、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

公共工事に関する調査(点検及び診断を含む。以下同じ。)及び設計についても、その品質確保は、公共工事の品質を確保するために必要であり、かつ、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するものである。このため、公共工事に関する調査及び設計の契約においても、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、十分に活用されること、価格のみによって契約相手を決定するのではなく、必要に応じて技術提案を求め、

その優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶこと等を通じ、その品質を確保することが 求められる。

公共工事の品質確保の取組を進めるに当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性を確保し、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、ダンピング受注が防止されること、不良・不適格業者の排除が徹底されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

また、公共工事の品質確保に当たっては、受注者のみならずその下請業者として工事を施工する専門工事業者やこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことから、これらの者の能力が活用されるとともに、賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。

さらに、発注者と受注者間の請負契約のみならず下請業者に係る請負契約についても対 等な立場で公正に適正な額の請負代金で締結され、その代金ができる限り速やかに支払わ れる等により誠実に履行されるなど元請業者と下請業者の関係の適正化が図られるよう に配慮されなければならない。

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1 発注関係事務の適切な実施

公共工事の発注者は、法第3条の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、競争に参加する資格を有する者の名簿(以下「有資格業者名簿」という。)の作成、仕様書、設計書等の契約図書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の発注関係事務(新設の工事だけではなく、維持管理に係る発注関係事務を含む。)を適切に実施しなければならない。

(1) 予定価格の適正な設定

公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手となる人材を育成し、確保するための適正な利潤の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが不可欠である。このため、発注者が予定価格を定めるに当たっては、その元となる仕様書、設計書を現場の実態に即して適切に作成するとともに、経済社会情勢の変化により、市場における労務、資材、機材等の取引価格の変動に対応し、市場における最新の取引価格や施工の実態等を的確に反映した積算を行うものとする。また、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、厳にこれを行わないものとする。

予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付する場合や入札に付そうとする 工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じている場合には、予定価格と実勢価格の 乖離に対応するため入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥 当性を適切に確認しつつ当該見積りを活用した積算を行うなどにより適正な予定価格の 設定を図り、できる限り速やかに契約が締結できるよう努めるものとする。

国は、発注者が、最新の取引価格等を的確に反映した積算を行うことができるよう、公共工事に従事する労働者の賃金に関する調査を適切に行い、その結果に基づいて実勢を反映した公共工事設計労務単価を適切に設定するものとする。また、国は、中長期的な担い手の育成及び確保や市場の実態の適切な反映の観点から、予定価格を適正に定めるため、積算基準に関する検討及び必要に応じた見直しを行うものとする。

なお、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境の改善、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わないよう留意することが必要である。

(2) ダンピング受注の防止

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を施工する者が担い手を育成・確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある等の問題がある。発注者は、ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずるものとする。

(3) 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

発注時期がある時期に過度に集中したり、根拠なく短い工期を設定すると、受注者側にとっては、人員や機械の効率的利用が困難となり、また、厳しい工程管理を強いられることにより効率的な施工体制が確保できないおそれがあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることとなる。このため、発注者は、債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努めるものとする。また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。

また、契約後に施工条件について予期することができない状態が生じる等により、工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更を行うものとする。

2 受注者の責務に関する事項

法第8条において、公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、公共工事の適正な実施適正な額の請負代金での下請契約の締結、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上技術者、技能労働者等の育成及び確保とこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることとされている。国は、受注者におけるこれらの取組が適切に行われるよう、元請業者と下請業者の契約適正化のための指導、技能労働者の適

切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底等の要請等必要な措置を講ずるものとする。

また、国は、法令に違反して社会保険等に加入せず、法定福利費を負担していない建設業者が競争上有利となるような事態を避けるため、発注者と連携して、このような建設業者の公共工事からの排除及び当該建設業者への指導を徹底するものとする。さらに、国は、受注者における技術者、技能労働者等の育成及び確保を促進するため、関係省庁が連携して、教育訓練機能を充実強化すること、子供たちが土木・建築を含め正しい知識等を得られるよう学校におけるキャリア教育・職業教育への建設業者の協力を促進すること、女性も働きやすい現場環境を整備すること等必要な措置を講ずるものとする。

3 技術的能力の審査の実施に関する事項

競争参加者の選定又は競争参加資格の確認に当たっては、当該工事を施工する上で必要な施工能力や実績等について技術的能力の審査を行う。

技術的能力の審査は、有資格業者名簿の作成に際しての資格審査(以下「資格審査」という。及び個別の工事に際しての競争参加者の技術審査(以下「技術審査」という。として実施される。資格審査においては、公共工事の受注を希望する建設業者の施工能力の確認を行うものとし、技術審査においては、当該工事に関するその実施時点における建設業者の施工能力の確認を行うものとする。

(1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

資格審査では、競争参加希望者の経営状況や施工能力に関し各発注者に共通する事項だけでなく、各発注者ごとに審査する事項を設けることができることとし、経営事項審査の結果や必要に応じ工事実績、工事の施工状況の評価(以下「工事成績評定」という》の結果(以下「工事成績評定結果」という。)、建設業法(昭 和 2 4 年法律第 1 0 0 号)第 1 1 条第 2 項に基づき建設業者が国土交通大臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するものとする。なお、防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とすることも考えられるが、項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることがないよう留意するものとする。

(2) 個別工事に際しての競争参加者の技術審査

技術審査では、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者(以下「配置予定技術者」という)の同種・類似工事の経験、簡易な施工計画等の審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

同種・類似工事の経験等の要件を付する場合には、発注しようとする工事の目的、種別、規模・構造、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等を踏まえ、具体的に示すものとする。なお、工事の性格等に応じ、競争性の確保及び若年の

技術者の配置にも留意するものとする。

また、建設業者や配置予定技術者の経験の確認に当たっては、実績として提出された工事成績評定結果を確認することが重要であり、工事成績評定結果の平均点が一定の評点に満たない建設業者には競争参加を認めないこと、一定の評点に満たない実績は経験と認めないこと等により、施工能力のない建設業者を排除するとともに、建設業者による工事の品質向上の努力を引き出すものとする。

(3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等

将来の公共工事の品質確保のためには、競争参加者(競争に参加しようとする者を含む。以下同じ)が現時点で技術的能力を有していることに加え、中長期的な技術的能力を確保していることが必要である。そのためには、競争参加者における中長期的な技術的能力確保のための取組状況等に関する事項について、入札契約手続の各段階において、各段階における審査又は評価の趣旨を踏まえ、発注に係る公共工事の性格や地域の実情等に応じ、審査し、又は評価するように努めるものとする。当該審査又は評価の項目としては、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保状況、建設機械の保有状況、災害協定の締結等の災害時の工事実施体制の確保状況等が挙げられるが、発注者は、発注する公共工事の性格地域の実情等に応じて適切に項目を設定するものとする。

4 多様な入札及び契約の方法

発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、 地域の実情等に応じ、以下に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択 し、又はこれらの組み合わせによることができる。

なお、多様な入札及び契約の方法の導入に当たっては、談合などの弊害が生ずることのないようその防止について十分配慮するとともに、入札契約における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずるものとする。

(1) 競争参加者の技術提案を求める方式

イ 技術提案の求め方

発注者は、競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよう努めるものとする。

この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術審査において審査した施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱うなど、発注者は、競争参加者の技術提案に係る負担に配慮するものとする。

また、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、例えば、設計・施工一括発注方式(デザインビルド方式)等により、工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲

の拡大に努めるものとする。この場合、事業の目的、工事の特性及び工事目的物の使用形態を踏まえ、安全対策、交通・環境への影響及び工期の縮減といった施工上の提案並びに強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和及びライフサイクルコストといった工事目的物の性能等適切な評価項目を設定するよう努めるものとする。

ロ 技術提案の適切な審査・評価

一般的な工事において求める技術提案は施工計画に関しては、施工手順、工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等について、品質管理に関しては、 工事目的物が完成した後には確認できなくなる部分に係る品質確認頻度や方法等について評価を行うものとする。これらの評価に加えて、競争参加者の同種・類似工事の経験及び工事成績、配置予定技術者の同種・類似工事の経験、防災活動への取組等により蓄積された経験等についても、技術提案とともに評価を行うことも考えられる。

また、これらの評価に加え、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、提案の実現性、安全性等について審査・評価を行うものとする。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目について、事業の目的、工事特性等に基づき、事前に提示した定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い、評価を行うものとする。

なお、工事目的物の性能等の評価点数について基礎点と評価に応じて与えられる得点のバランスが適切に設定されない場合や、価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合には、品質が十分に評価されない結果となることに留意するものとする。

各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、設計、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。

発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用せず、提案した者を落札者としないことができる。

また、技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式(以下「総合評価落札方式」という。)で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容

を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった 場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

(2)段階的選抜方式

競争参加者が多数と見込まれる場合においてその全ての者に詳細な技術提案を求めることは、発注者、競争参加者双方の事務負担が大きい。その負担に配慮し、発注者は、競争参加者が多数と見込まれるときその他必要と認めるときは、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

なお、当該段階的な選抜は、一般競争入札方式の総合評価落札方式における過程の中で行うことができる。加えて、本方式の実施に当たっては、必要な施工技術を有する者の新規の競争参加が不当に阻害されることのないよう、また、恣意的な選抜が行われることのないよう、案件ごとに事前明示された基準にのっとり、透明性をもって選抜を行うこと等その運用について十分な配慮を行うものとする。

(3) 技術提案の改善

発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表する物とする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

(4)技術提案の審査及び価格等の交渉による方式(技術提案・交渉方式)

技術的難易度が高い工事等仕様の確定が困難である場合において、自らの発注の実績等を踏まえて必要があると認めるときは、技術提案を広く公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえて予定価格を定めるものとする。

(5) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとする。

(6) 地域における社会資本の維持管理に資する方式

災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に、かつ効率的・持続的に行われるために、発注者は、必要があると認めるときは、地域の実情に応じて、工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式、複数の工事を一の契約により発注する方式、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合や地域維持型建設共同企業体(地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建設共同企業体をいう。)が競争に参加することができることとする方式などを活用することとする。

5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価落札方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。また、技術提案・交渉方式の実施方針を定めようとするとき及び技術提案・交渉方式における技術提案の審査を行うときは、学識経験者の意見を聴くものとする。

また、地方公共団体においては、総合評価落札方式を行おうとするとき、総合評価落札方式により落札者を決定しようとするとき、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。技術提案・交渉方式を行おうとするとき及び技術提案・交渉方式における技術提案の審査を行うときも同様に学識経験者の意見を聴くなどにより中立かつ公平な審査・評価を確保するものとする。

また、入札及び契約の過程に関する苦情については、各発注者がその苦情を受け付け、 適切に説明を行うとともに、さらに不服がある場合には、第三者機関の活用等により、 中立かつ公正に処理する仕組みを整備するものとする。

さらに、発注者の説明責任を適切に果たすとともに、手続の透明性を確保する観点から、落札結果については、契約締結後速やかに公表するものとする。また、総合評価落札方式を採用した場合には技術提案の評価結果を、技術提案・交渉方式を採用した場合には技術提案の審査の結果及びその過程の概要並びに交渉の過程の概要を、契約締結後速やかに公表するものとする。

6 工事の監督・検査及び施工状況確認・評価に関する事項

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための

検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査 (以下「技術検査」という)を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。

特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目及び評価方法の標準化を進めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があると認められる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に 実施し、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受 注者に通知するとともに技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

また、工事の性格等を踏まえ、工事目的物の供用後の性能等について、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において、施工状況の確認及び評価を実施するよう努めるものとする。

7 発注関係事務の環境整備に関する事項

各省各庁の長は、各発注者の技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、工事成績評定等の円滑な実施に資するよう、これらの標準的な方法や留意事項をとりまとめた資料を作成し、発注者間で共有するなど、公共工事の品質確保に係る施策の実施に向け、発注関係事務の環境整備に努めるものとする。

なお、これらの資料を踏まえて、各発注者は各々の取組に関する基準や要領の整備に 努めるとともに、必要に応じ、発注者間でこれらの標準化を進めるものとする。この際、 これらを整備することが困難な地方公共団体等に対しては、国及び都道府県が必要に応 じて支援を行うよう努めるものとする。

また、新規参入者を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。このため、各発注者が発注した工事について、工事の施工内容や工事成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用できるよう、データベースの整備、データの登録及び更新並びに発注者間でのデータの共有化を進めるものとする。

さらに、各発注者は、民間の技術開発の促進を図るため、民間からの技術情報の収集、技術の評価、さらには新技術の公共事業等への活用を行う取組を進めるとともに、施工現場における技術や工夫を活用するため、必要に応じて関連する技術基準や技術指針、発注仕様書等の見直し等を行うよう努めるものとする。

8 調査及び設計の品質確保に関する事項

公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質確保が重要な役

割を果たしており、測量、地質調査及び建設コンサルタント業務の成果は、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストや、公共工事の工期、環境への影響、施設の性能・耐久性、利用者の満足度等の品質に大きく影響することとなる。

このような観点から、公共工事に関する調査及び設計についても、工事と同様に発注関係事務の環境整備に努めるとともに、調査及び設計の契約に当たっては、競争参者の技術的能力を審査することにより、その品質を確保する必要がある。また、発注者は、調査及び設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、競争参加者に対して技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにすることが必要である。この場合、公共工事に関する調査及び設計は、公共工事の目的や個々の調査及び設計の特性に応じて評価の特性も異なることから、求める品質の確保が可能となるよう、業務の性格、地域の実情等に応じ、適切な入札及び契約の方式を採用するよう努めるものとする。

また、調査及び設計は、その成果が、業務を実施する者の能力に影響される特性を有していることから、発注者は、技術的能力の審査や技術提案の審査・評価に際して、当該業務に配置が予定される技術者の経験又は有する資格、その成績評定結果を適切に審査・評価することが必要である。また、その審査・評価について説明責任を有していることにも留意するものとする。

このため、国は、配置が予定される者の能力が、その者の有する資格等により適切に 評価され、十分活用されるよう、これらに係る資格等の評価について検討を進め、必要 な措置を講ずるものとする。

なお、技術提案が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、発注者はその取扱いに留意するものとする。

当該調査及び設計の内容が、工夫の余地が小さい場合や単純な作業に近い場合等必ずしも技術提案を求める必要がない場合においても、競争に参加する者の選定に際し、その業務実績、業務成績、業務を担当する予定の技術者の能力等を適切に審査するよう努めるものとする。

発注者は、調査及び設計の適正な履行を確保するため、発注者として行う指示、承諾、協議等や完了の確認を行うための検査を適切に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行うものとする。成績評定の結果は、業務を遂行するのにふさわしい者を選定するに当たって重要な役割を果たすことから、国と地方公共団体との連携により、調査及び設計の特性を考慮した評定項目及び評価方法の標準化を進めるとともに、発注者は、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進め、相互に活用するよう努めるものとする。また、調査及び設計の成果は、公共工事の品質確保のため、適切に保存するよう努めるものとする。

なお、落札者の決定に反映された技術提案に基づく成果については、発注者と落札者 の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置 や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

9 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用

(1)国・都道府県による支援

各発注者は、自らの発注体制を十分に把握し、積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等の発注関係事務を適切に実施することができるよう、体制の整備に努めるものとする。また、工事の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査ができないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合においては、発注者の責任のもと、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用するよう努めるものとする。

このような発注者に対して、国及び都道府県は次のような措置を講ずるよう努めるものとする。

- イ 発注関係事務を適切に実施することができる職員を育成するため、講習会の開催 や国・都道府県が実施する研修への職員の受け入れを行う。
- ロ 発注者より要請があった場合には、自らの業務の実施状況を勘案しつつ、可能 な限り、その要請に応じて支援を行う。
- ハ 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用を促進するため、発注者による発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に 関して協力するとともに、発注者間での連携体制を整備する。
- 二 発注関係事務を適切に実施するために必要な情報の収集及び提供等を行う。

(2) 国・都道府県以外の者の活用

国・都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせる場合は、その者が、公正な立場で、継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織であること、その職員が発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有していること等が必要である。

このため、国・都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織や、発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有している者を適切に評価することにより、公共工事を発注する地方公共団体等が発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の選定を支援するものとする。

10 施策の進め方

基本方針に規定する公共工事の品質確保に関する総合的な施策 の策定及びその実施に当

たっては、国及び地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力し、基本理念の実現を図る必要がある。また、その効率的かつ確実な実施のためには、各発注者の体制等にかんがみ、これを段階的かつ計画的に着実に推進していくことが必要である。このため、国は、基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針を定めるとともに、当該指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表するものとする。

また、国は、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言、情報提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

さらに、各発注者は、公共工事の品質確保や適切な発注関係事務の実施に向け、発注者間の協力体制を強化するため、情報交換を行うなど連携を図るよう努めるものとする。

3 発注関係事務の運用に関する指針

(平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ)

I. 本指針の位置付けについて

本指針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第22条の規定に基づき、同法第3条に定める現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保等の基本理念にのっとり、公共工事の発注者(以下「発注者」という。)を支援するために定めるものである。各発注者が、同法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものである。

各発注者に共通する重要課題であるダンピング受注(その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ』の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等に対して、各発注者における発注関係事務の適切な運用を図ることを目的とする。

また、国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、 その結果をとりまとめ、公表する。

なお、本指針については、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うも のとする。

Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

各発注者は、発注関係事務(新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む)を適切に実施するため、(1)調査及び設計(2)工事発注準備(3)入札契約(4)工事施工(5)完成後の各段階で、以下の事項に取り組む。

(1)調査及び設計段階

(事業全体の工程計画の検討等)

関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続など、現場の実態に即した条件(自然条件を含む。) を踏まえた事業全体の工程計画を検討するとともに、以降の各段階において事業の進捗に関する情報を把握し、計画的な事業の進捗管理を行う。

(調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択)

調査及び設計業務の発注に当たっては、業務の性格等に応じ、適切な入札契約方式を選択するよう努める。主な入札契約方式とそれぞれに相応しい業務の性格等は以下のとおりである。なお、事業の性格等を踏まえ、設計と施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式などの契約方式の選択についても検討する。

・価格競争方式

一定の技術者資格、業務の経験や業務成績(以下「業務実績」という》等を競争参加資格として設定 することにより品質を確保できる業務。

· 総合評価落札方式

事前に仕様を確定することが可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務。

なお、業務の実施方針のみで品質向上が期待できる業務に加え、業務の実施方針と併せて評価テーマ に関する技術提案を求めることにより品質向上が期待できる業務がある。

・プロポーザル方式

内容が技術的に高度な業務又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できるもの。

なお、調査及び設計業務の入札契約方式の選択については、以上のほか、「Ⅲ. 工事の特性等に応じた入札契約方式の選択・活用について」に定める趣旨を踏まえて適切に実施する。

(技術者能力の資格等による評価・活用等)

<技術者能力の資格等による評価・活用>

保有する資格等により所要の知識・技術を備えていることが確認された技術者を仕様書に位置付けることや、手持ち業務量に一定の制限を加えることなどの業務の品質確保に向けた施策を検討し、それらの実施に努める。

また、業務の性格等を踏まえ、業務実績など技術者や技術力等による評価や技術提案などの評価を適切に実施するとともに、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して業務実績の要件を緩和するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。

<その他調査及び設計業務の品質確保>

地域の実情を踏まえ、各発注者の調査及び設計業務の発注見通しについて地方ブロックなど地区単位で統合して公表する取組の必要性を検討するよう努める。

債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務実施時期等の平準化に努める。

最新の技術者単価や適正な歩掛を適用するとともに、必要に応じて見積り等を活用し適正な予定価格を設定する。

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずる。

必要な業務の条件(必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする)を明示した仕様書等を適切に作成し、業務の履行に必要な設計条件等について受発注者間で確認を行う。また、必要があると認められるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴い必要となる業務委託料や履行期間の変更を行う。

受発注者間での業務工程の共有、受発注者の合同現地踏査による情報共有、速やかかつ適切な回答の 推進等に努め、業務内容に応じて、受注者の照査体制の確保、照査の適切な実施について確認する。

調査及び設計業務の適正な履行や品質を確保するため、発注者として指示・承諾協議等や給付の完了

の確認を行うための検査を適切に行い業務の完了後には、業務評定結果を速やかに通知する。また、調 査及び設計業務の成果を適切な期間保存する。

なお、調査及び設計業務の発注関係事務については「II.1(1)調査及び設計段 階」に定めるほか、 $II.1(2) \sim II.1(6)$ の各段階における工事に関する記載の趣旨を踏まえて適切に実施する。

(2) 工事発注準備段階

(工事の性格等に応じた入札契約方式の選択)

工事の発注に当たっては、本指針を踏まえ、工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約方式を 選択するよう努める。自らの発注体制や地域の実情等により、適切な入札契約方式の選択・活用の実施が 困難と認められる場合は、国、都道府県や外部の支援体制の活用に努める。

(予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成)

地域の実情等を踏まえ、予算、工程計画、工事費等を考慮した工区割りや発注ロットを適切に設定し、 工事の計画的な発注に努める。

(現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成)

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態 に即した施工条件(自然条件を含む。)の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を 図る。

(適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定)

予定定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための 適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、 経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した 積算を行う。積算に当たっては、建設業法(昭和24年法律第100号)第18条に定める建設工事の請 負契約の原則を踏まえた適正な工期を前提として、現場の実態に即した施工条件を踏まえた上で最新の積 算基準を適用する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。さらに、最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。

また、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、公共工事の 品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、これを行わない。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、公共工事に従事する者の労働環境 の改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

(発注や施工時期等の平準化)

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等(以下「地域発注

者協議会等」という』を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める。また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。

(3)入札契約段階

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

<競争に参加する資格を有する者の名簿の作成に際しての競争参加資格審査>

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることがないよう留意する。また法令に違反して社会保険等健康保険厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ》に加入していない建設業者(以下「社会保険等未加入業者」という》を公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な措置を講ずる。

<個別工事に際しての競争参加者の技術審査等>

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績(以下「施工実績」という』や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定する。その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等(官公需適格組合を含む」が競争に参加することができることとする方式を活用する。

施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、施工実績の確認に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは実績として認めないこと等により施工能力のない建設業者を排除するなど適切な審査に努める。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して施工実績の 要件を緩和することや、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の 確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。

災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と災害協定を締結するなどにより、建設業者を迅速に選定する ための必要な措置を講ずるよう努める。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令(社会保険等に関する法令を含む)を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

<ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表>

ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の

確保の徹底の観点から、落札率(予定価格に対する契約価格の割合をいう)と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、低入札価格調査基準を見直す。なお、低入札価格調査の基準価格又は 最低制限価格を定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、適切な積算を行わずに入札を行った 建設業者がくじ引きの結果により受注するなど、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる 弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ 等の適切な措置を講じる。

また、工事の入札に係る申込みの際、入札に参加しようとする者に対して入札金額の内訳書の提出を求め、書類に不備(例えば内訳書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等)がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

(工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)

発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めるよう努める。

この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものであることが求められるものではなく、 技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術審査において審査する施工計画の工程管理や 施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として求めることも可能とする。

競争に参加しようとする者に対し高度な技術等を含む技術提案を求める場合は、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合、技術提案の評価に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取する。

競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める場合には、技術提案に係る事務負担に配慮するとともに、工事の性格、地域の実情等を踏まえた適切な評価内容を設定する。その際、過度なコスト負担を要する(いわゆるオーバースペック)と判断される技術提案は、優位に評価しないこととし、評価内容を設定する。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価を行うとともに、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の方法や内容を公表する。その際技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等その取扱いに留意する。

技術提案の評価において、提案内容の一部を改善することで、より優れたものとなる場合等には、提案 を改善する機会を与えることができる。この場合、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程の 概要を速やかに公表する。なお、技術提案の改善を求める場合には、特定の者に対してのみ改善を求め るなど特定の者だけが有利となることのないようにする。

また、落札者を決定した場合には、技術提案について発注者と落札者の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決める。

(競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等)

総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、競争参加者や当該工事に配置が予定される技術者(以下「配置予定技術者」という)の施工実績などを適切に評価項目に設定するとともに、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度や技能労働者の技能(登録基幹技能者等の資格の保有など)等を評価項目に設定する。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。

工事の目的・内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一であり、かつ施工地域が近接する2以上の工事において、提出を求める技術資料の内容を同一のものとする一括審査方式や工事の性格地域の実情等を踏まえ、施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する総合評価落札方式(施工能力評価型総合評価落札方式)を活用することなどにより、競争参加者の負担の軽減に努める。

総合評価落札方式の実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定める場合は、学識経験者の意見を聴き、個別工事の評価方法や落札者の決定については、工事の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴く。地方公共団体における総合評 価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号)第167条の10の2第3項等に定める手続により行う必要に応じて配置予定技術者に対するヒアリングを行うこと等により、競争参加者の評価を適切に行う。また、工事の性格等に応じて、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するために入札説明書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式(施工体制確認型総合評価落札方式)の実施に努める。

(入札不調・不落時の見積りの活用等)

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見 積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合はその見直しを 行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、再度 の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確 保、発注者としての地位を不当に利用した受 注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算 決算及び会計令(昭和22 年勅令第165号)第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約(いわゆる不落随契)の活用も検討する。

(公正性・透明性の確保、不正行為の排除)

公共工事標準請負契約約款(昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告)に沿った契約約款に 基づき、公正な契約を締結する。

入札及び契約に係る情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2章及び同法第17条第1項による公共工 事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)に基づき、適切に公表することとし、競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により技術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、契約締結後、早期に評価の結果を公表する。

また、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、 入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たって は、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に 努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行う仕組みを整備するよう努める。

談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の 措置を厳正に実施すること、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併 せて特約すること(違約金特約条項)等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めること や建設業許可行政庁等へ通知することで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

(4) 工事施工段階

(施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

また、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により受注者から請負代金額の変更(いわゆる全体スライド条項、単品スライド条項又はインフレスライド条項)について請求があった場合は、変更の可否について迅速かつ適切に判断した上で、請負代金額の変更を行う。

(工事中の施工状況の確認等)

建設業法違反(一括下請負の禁止、技術者の専任義務違反、施工体制台帳の未整備等)と疑うに足りる事実があるときは、建設業許可行政庁等に通知する。当該通知の適切な実施のために、現場の施工体制の把握のための要領を策定し、必要に応じて公表するとともに、策定した要領に従って現場の施工体制等を適切に確認するほか、一括下請負など建設業法違反の防止の観点から、建設業許可行政庁等との連携を図る。

工事期間中においては、その品質が確保されるよう、監督を適切に実施する。低入札価格調査の基準 価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な施工がなされるよう、通常より施工状 況の確認等の頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備する等の対策を実施する。

適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するため、出来形部分の確認等の検査やその他の施工の節目(不可視となる工事の埋戻しの前など)において、必要な技術的な検査(以下「技術検査」という)を適切に実施する。技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知する。

この技術検査の結果は工事の施工状況の評価(以下「工事成績評定」という。)に反映させる。

(施工現場における労働環境の改善)

労働時間の適正化、労働・公衆災害の防止、賃金の適正な支払、退職金制度の確立、社会保険等への加入など労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めることについて、必要に応じて元請業者の指導が図られるよう、関係部署と連携する。

こうした観点から、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止する措置や、社会保険等 未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずる ことにより、下請業者も含めてその排除を図る。

下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、中間前金払・出来高部分払制度や下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強 化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。

既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。

(受注者との情報共有や協議の迅速化等)

設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者(設計担当及び工事担当)が一堂に会する会議(専門工事業者、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条に規定する工事監理者も 適宜参画)を、施工者が設計図書を照査等した後及びその他必要に応じて開催するよう努める。

また、各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。

変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要となる書類の例等についてとりまとめ指針の策定に努め、これを活用する。設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催するよう努める。

(5) 完成後

(適切な技術検査・工事成績評定等)

受注者から工事完成の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期限内に 工事の完成を確認するための検査を行うとともに、同時期に技術検査も行い、その結果を工事成績評定 に反映させる。

技術検査については、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により 受注者に通知する。

各発注者は、工事成績評定を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定する。

(完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価)

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努める。

(6) その他

競争に参加しようとする者の負担を軽減し、競争性を高める観点から、入札及び契約のIT化の推進、入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化を図るとともに、競争参加者の資格審査などの入札及び契約の手続の統一化に努める。

2. 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するための環境整備として、以下の事項に取り組む。

(1) 発注体制の整備等

(発注者自らの体制の整備)

各発注者において、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国及び道府県等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国及び都道府県の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国及び都道府県は、発注体制の整備が困難な発注者に対する必要な支援に努める。

(外部からの支援体制の活用)

各発注者において発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められる場合には、国及び都道府県による協力や助言等を得ることなどにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用に努める。

また、地方公共団体等において国及び都道府県以外の者を活用し、発注関係事務の全部又は一部を行わせることが可能となるよう、国及び都道府県は、公正な立場で継続して円滑に発注関係事務を遂行することができる組織や、発注関係事務を適切に実施することができる知識・経験を有している者を適切に評価することにより、発注関係事務を適切に実施することができる者の選定を支援するとともに、その者の育成、活用の促進に努める。

(2) 発注者間の連携強化

(工事成績データの共有化・相互活用等)

技術提案の適切な審査・評価、監督・検査、業務・工事成績評定等の円滑な実施に資するため、各発注者間における要領・基準類の標準化・共有化に努めるとともに、その他の入札契約制度に係る要領等についても、その円滑かつ適切な運用に資するため、地域発注者協議会等の場を通じて、各発注者間における共有化に努める。

最新の施工実態や地域特性等を踏まえた積算基準等の各工事への適用が可能となるように、積算システム等の各発注者間における標準化・共有化に努める。また、新規参入を含めた建設業者の技術的能力の審査を公正かつ効率的に行えるよう、各発注者が発注した工事の施工内容や工事成績評定、当該工事を担当した技術者に関するデータの活用に努める。

工事成績評定については、評定結果の発注者間の相互利用を促進するため、各発注者間の連携により評 定項目、評定方法の標準化を進める。また、調査及び設計の特性を考慮しつつ、業務の履行過程及び業 務の成果に関する成績評定・要領等の標準化に努める。

各発注者は業務・工事の性格等を踏まえ、その成績評定に関する資料のデータベースを整備し、データの 共有化を進める。

(発注者間の連携体制の構築)

各発注者は、本指針を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。

また、地域発注者協議会等を通じて、各発注者の発注関係事務の実施状況等を把握するとともに、それ を踏まえて、各発注者は発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整を行い、 支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、国や都道府県の支援を求める。

Ⅲ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、工事の発注に当たっては、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用するよう努める。

- 1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
- (1)契約方式の選択

(契約方式の概要)

主な契約方式(契約の対象とする業務及び施工の範囲の設定方法)は、以下のとおりである。

- (a) 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式
 - ・工事の施工のみを発注する方式

別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様によりその施工のみを発注する方式

· 設計 · 施工一括発注方式

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式

• 詳細設計付工事発注方式

構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式

設計段階から施工者が関与する方式(ECI方式)

設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式(施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施) ※1 Early Contractor Involvement の略

• 維持管理付工事発注方式

施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式

(b) 工事の発注単位に応じた契約方式

• 包括発注方式

既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式

• 複数年契約方式

継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式

- (c)発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式
 - · CM方式^{※1}

対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式

※1 Construction Management の略

事業促進PPP方式^{※2}

調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託する方式(事業促進を図るため、官民双方の 技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う方式) ※2 Public Private Partnership の略

(契約方式の選択の考え方)

契約方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

- ・事業・工事の複雑度
 - 「事業・工事に係る制約条件について、確立された標準的な施工方法で対応が可能であるか」 「民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決を図ることが可能であるか」等
- ・施工の制約度
 - 一「施工困難な場所、工期及びその他の要因(コスト、損傷内容・程度等)に対応するために、施工者の技術を設計に反映することが、対象とする事業・工事にとって有益であるか」

「施工者の技術を設計に反映する際に、発注者が施工者の技術、現場状況等を踏まえながら設計に 関与する必要があるか」等

- 設計の細部事項の確定度
 - 「施工者提案による特殊な製作・施工技術を反映する必要があるか」等

- ・工事価格の確定度
 - 「現地の詳細な状況が把握できないため、施工段階で相当程度の設計変更が想定されるか」等
- ・その他発注者の体制・工事の性格等
- -選択した契約方式に応じて、発注者が施工者からの技術提案の妥当性等を審査・評価する必要があることから、発注者のこれまでの発注経験(実績)や体制も考慮し、契約方式を選択することが望ましい。
- 一また、設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性格、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、その活用に努める。

(2) 競争参加者の設定方法の選択

(競争参加者の設定方法の概要)

競争参加者を設定する方式契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法)は、以下のとおりである。

• 一般競争入札

資格要件を満たす者のうち、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式

- 指名競争入札発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式
- ・随意契約競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定して、その者と契約する方式

(競争参加者の設定方法の選択の考え方)

競争参加者の設定方法の選択に当たっては、原則として一般競争入札を選択する。ただし、以下に示す 点についても考慮する。

- 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合又は一 般競争に付することが発注者に不利となる場合の指名競争入札の活用
- 一契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが発注者に不利となる場合又は災害時の応急的な復旧工事等のように緊急の必要により競争に付することができない場合の随意契約の活用
- -契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合の指名競争入札又は随意契約の活用 地方公共団体は地方自治法施行令で定める場合に指名競争入札又は随意契約によることができるとさ れており、上記と同様の考え方により活用を考慮する。

(3) 落札者の選定方法の選択

(落札者の選定方法の概要)

落札者を選定する主な方式 (契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法) は、以下のとおりである。

- (a) 落札者の選定の基準に関する方式
 - ・価格競争方式 発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式
 - · 総合評価落札方式

技術提案を募集するなどにより、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総

合的に評価して落札者を決定する方式

・技術提案・交渉方式

技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する 方式

(b) 落札者の選定の手続に関する方式

段階的選抜方式*1

競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する方式

* ¹ 本方式の実施に当たっては、恣意的な選抜が行われることのないよう、その運用について十分 な配慮を行う。なお、本方式は選定プロセスに関する方式であり、総合評価落札方式、技術提 案・交渉方式とあわせて採用することができる。

(落札者の選定方法の選択の考え方)

落札者の選定方法の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

- ・価格以外の要素の評価の必要性
 - 「施工者の能力により工事品質へ大きな影響が生じるか」
 - 「工事品質の確保や担い手の中長期的な育成・確保のために、技術提案を求めるなどにより、価格と性能等を総合的に評価することが望ましいか」等
 - 仕様の確定の困難度

(4) 支払い方式の選択

(支払い方式の概要)

主な支払い方式(業務及び施工の対価を支払う方法)は、以下のとおりである。

- ・総価請負契約方式 工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式
- · 総価契約単価合意方式

総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式

- ・コストプラスフィー契約・オープンブック方式 工事の実費(コスト)の支出を証明する書類とともに請求を受けて実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬(フィー)を加算して支払う方式
- · 単価 · 数量精算契約方式

工事材料等について単価を契約で定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、 工事完成後に実際に用いた数量と約定単価を基に請負代金額を確定する契約

(支払い方式の選択の考え方)

支払い方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

- ・工事進捗に応じた支払い
 - 「工事の進捗に応じた支払いの実施が想定されるか」等
- ・ 煩雑な設計変更
 - 「煩雑な設計変更が発生することが想定されるか」等
- ・コスト構造の透明性の確保
 - 「材料費、労務費等の全てのコストの構成を明らかにすることが求められるか」等
- 2. 公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

(1) 地域における社会資本を支える企業を確保する方式

防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増してきている中で、地域においては、災害対応を含む地域における社会資本の維持管理を担う企業が不足し、安全・安心な地域生活の維持に支障が生じる恐れがある。

地域における社会資本を支える企業を確保する方式として、以下のような対応が考えられる。

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するな ど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での 施工実績などの企業の地域の精通度等を評価項目に設定
- ・複数年契約、包括発注、共同受注等の地域における社会資本の維持管理に資する方式(地域維持型契約 方式)を活用

(2) 若手や女性などの技術者の登用を促す方式

豊富な実績を有していない若手技術者や女性技術者が実績を積む機会が得られにくくなったことにより、建設生産を支える技術・技能の承継が行われず、将来的な工事品質の低下、担い手の中長期的な育成・確保に関する懸念がある。

豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用を促す方式として、以下のような対応 例が考えられる。

- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮 して施工実績の要件を緩和するなど、適切な競争参加資格を設定
- ・工事の性格、地域の実情等を踏まえ、豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮 し、必要に応じて施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技 術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目を設定

(3)維持管理の技術的課題に対応した方式

既存構造物の補修において、その補修の設計段階では対象構造物の損傷状況等の詳細が把握できないた

めに工事の仕様・数量が想定と異なったり又は確定できず、施工段階となって補修設計の修正や工事の設 計変更への対応が多くなる。

また、新設の設備工事等において、維持管理を念頭においた設計・施工(製造)の実施や、引渡後の不具合発生への迅速な対応を図る必要がある。

維持管理の技術的課題に対応する方式として以下のような対応例が考えられる。

- ・既存構造物の補修における設計段階からの施工者の関与
- ・補修設計を実施した者の工事段階での関与
- ・施工と維持管理の一体的な発注

(4)発注者を支援する方式

発注者の能力を超える一時的な事業量の増加や発注頻度が低く技術的難易度が高い工事への対応等により、適切な発注関係事務の実施が困難となる場合がある。

発注者を支援する方式として、以下のような対応例が考えられる。

- ・対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託
- ・調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託(事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う)なお、II.2(1)~II.2(4)の入札契約方式の活用に当たっては、透明性、公正性及び競争性を確保する。

Ⅳ. その他配慮すべき事項

本指針の記載内容について、各発注者の理解、活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、 ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成することとしており、適宜参照の上、発注関係事務の適切な 実施に努める。

また、本指針を踏まえ、国の機関が要領、ガイドライン等を作成した場合はこれも参照することとする。

4 発注関係事務の運用に関する指針(解説資料)

(平成27年1月30日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議事務局(国土交通省))

国土交通省ホームページ参照

※参考 URL : http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishin.html

5 公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン【本編】

(平成27年5月 国土交通省)

国土交通省ホームページ参照

※参考 URL : http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatsukeiyakugaido.html

6 ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン

(平成27年6月10日厚生労働省)

1 本ガイドライン作成の趣旨

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る観点から、国及び地方公共団体が所有する建築物(以下「公共建築物」という。)における適切な維持管理が課題となっており、また、昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。)では、その基本理念の一つとして、第 3 条第 6 項において「公共工事の品質は完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」と掲げるなど、公共建築物はその新たな建設のみならず、建設後の維持管理の重要性が増している。

さらに、地球温暖化対策、特に東日本大震災以降、全国的に取り組まれた節電対策を契機とした、建築物における既存設備の適切な運用による建築物の省エネ促進等、建築物の維持管理に係る新たな取組についても注目されているところである。

公共建築物の維持管理を継続的に適切に行うためには、日常の建築物の維持管理業務を担うビルメンテナンス業について、ダンピング受注の排除、担い手の中長期的な育成・確保の促進を通じて健全な育成を図っていくことが不可欠である。

今般、上記のとおり品確法が改正され、発注関係事務の運用に関する指針(平成 27 年 1 月 30 日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議。以下「運用指針」という。)が策定されたことを踏まえ、ビルメンテナンス業務固有の事項について本ガイドラインとしてとりまとめたものである。

2 発注関係事務の適切な実施

各発注者(ビルメンテナンス業務(主としてビルなどの建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理(清掃、害虫防除など)その他の維持管理に関する業務(これに付随する業務を含む。以下「業務」という。))を発注する国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項の「特殊法人等」をいう。)及び地方公共団体をいう。)は、(1)維持管理計画策定(2)業務発注準備(3)入札契約(4)業務実施(5)業務完了後の各段階で、以下の事項に留意し、業務に係る発注関係事務を適切に実施する。

(1) 維持管理計画策定段階

(維持管理計画の策定)

当該施設に係る個別施設計画(「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)に定める「個別施設計画」をいう。)などにおいて、施設の点検・保守その他の中長期の維持管理について、実施内容、実施時期、概算額等に係る計画(以下「維持管理計画」という。)を適切に策定するよう努める。

(維持管理台帳の整備)

維持管理の対象となる各種の建築部位、建築設備、管理項目等を整理し、建築物等の概要、点検及び確認の結果、修繕履歴など維持管理の履歴を内容とする台帳(以下「維持管理台帳」という。)を適切に整備するよう努める。

(2) 業務発注準備段階

(業務の性格等に応じた入札契約方式の選択)

業務の発注に当たっては、運用指針の趣旨及び本ガイドラインを踏まえ、建築物等の使用状況、地域の実情、業務内容等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。ビルメンテナンス業務において考えられる主な入札契約方式とそれぞれ に相応しい業務の性格等は以下のとおりである。

• 価格競争方式

一定の技術者資格、業務の経験や業務成績(以下「業務実績」という。)等を競争参加資格として設定することにより品質を確保できる業務・総合評価落札方式事前に仕様を確定可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務

(現場条件等を踏まえた適切な仕様書等の作成)

個別施設の維持管理計画、建築物固有の条件に依存する業務項目、業務数量、作業条件等を踏まえ、 適切に仕様書等(仕様書、図面、維持管理台帳、作業指示書その他の附属書類を含む。以下同じ。)を作 成し、積算内容との整合を図る。

なお、仕様書等の作成に当たっては、業務に必要な全ての事項を確実に盛り込むよう、十分に留意する。

(適正利潤の確保のための予定価格の適正な設定)

予定価格の設定に当たっては、業務の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、業務を実施する者が確保することができるよう、適切に作成された仕様書等に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び業務実施の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、現場の実態に即した業務実施条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価等を適切に反映する。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、 その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。また、最新の業務実態や地域特性等を踏まえて積算 基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。

また、適正な積算に基づく金額の一部を控除して予定価格とする、いわゆる「歩切り」は、品確法第7条第1項第1号の趣旨に抵触すること等から、これを行わない。

一方で、予定価格の設定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映、業務に従事する者の労働環境の 改善、適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わない。

(適切な発注時期の設定)

人員及び資材の確保、施設の状況把握、従事者の教育等の業務開始に必要な準備期間を確保できるよう適切な発注時期を設定する。

(3) 入札契約段階

(適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

<適切な競争参加資格の設定>

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることがないよう留

意する。

また、法令に違反して社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。)に加入していないビルメンテナンス業者を業務の受託業者から排除するため、必要事項を競争参加資格として明記し、証明書類を提出させることにより 確認する等の措置を講ずることを検討する。

<個別業務に際しての競争参加者の審査等>

業務の性格、地域の実情等を踏まえ、業務実績や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定について検討する。その際、必要に応じて、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号。以下「建築物衛生法」という。)第 12 条の 2 に基づく都道府県知事の登録を受けていること、一般財団法人医療関連サービス振興会が設ける医療関連サービスマークの有無などを考慮することも考えられる。

業務実績を競争参加資格に設定する場合には、業務の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、業務実施能力のないビルメンテナンス業者を排除するなど適切な審査に努める。なお、業務実績の確認に当たっては、同一の発注者において過去の類似業務の実績がある場合には、後述の業務完了後の評価結果を指標とするなどの方法も考えられる。 災害発生時に、例えば、避難所になるような施設において、応急的な消毒・清掃 業務などの迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の業務実施体制を有するビルメンテナンス業者等と災害協定を締結するなどにより、ビルメンテナンス業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業その他業務に関する諸法令(社会保険等に関する法令を含む。)を遵守しない企業等の不良不適格業者の排除の徹底を図る。

< ダンピング受注の防止、予定価格の事後公表>

ダンピング受注を防止するため、業務の発注に係る契約のうち請負契約に該当するものについては、 適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度 又は最低制限価格制度を適切に活用する。 低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業 努力によるより低い価格での落札の促進と業務の品質の確保の徹底の観点から、必要に応じ、落札率(予 定価格に対する契約価格の割合をいう。) と後述する業務完了後の評価結果との関係も踏まえて、適宜、 低入札価格調査基準を見直すことも考えられる。なお、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を 定めた場合には、当該価格について入札の前には公表しないものとする。

予定価格については、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札を行ったビルメンテナンス業者が受注する事態が生じるなど、ビルメンテナンス業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与を排除するための措置を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、適切な積算を行わずに入札を行ったビルメンテナンス業者が、くじ引きの結果により受注するなど、ビルメンテナンス業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じるものとする。

また、業務の入札に係る申込みの際、入札に参加しようとする者に対して入札金額の内訳書の提出を

求める場合には、書類に不備 (例えば内訳書の提出者名の誤記、入札件名の誤記、入札金額と内訳書の 総額の著しい相違等)があるものについては、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

入札に当たっては、必要に応じ、参加しようとする者に対し、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号) による最低賃金に係る制度(最低賃金額の改定等)について十分周知することとする。

(業務の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)

業務の性格等から見て、より適切に入札手続を実施できると認められる場合には、総合評価落札方式において競争に参加しようとする者に対し技術提案を求めることも考えられる。

この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものであることが求められるものではなく、 技術的な工夫の余地が小さい一般的な業務においては、技術審査において審査する業務実施計画の作業 工程管理や業務実施上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として求めることも 考えられる。

(競争参加者の業務実施能力の適切な評価項目の設定等)

総合評価落札方式における業務実施能力の評価に当たっては、業務の性格に応じ、競争参加者や当該 業務に配置が予定される技術者の業務実績や業務遂行能力、当該業者の業務履行状況に対する検査の体制(以下「履行評価能力」という。)などを適切に評価項目に設定するよう努める。その際、業務遂行能力については、作業監督者、従事者研修指導者及び従事者が建築物衛生法や医療法(昭和23年法律第205号。病院清掃業務の場合に限る。)など関係法令等に定める研修・講習の修了者であること、履行評価能力については、建築物における維持管理マニュアル(平成20年1月25日付け健衛発第0125001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)第5章2に示される「清掃の点検のポイント」に係る履行評価能力の有無等を評価項目とすることも考えられる。さらに、必要に応じて災害時の業務実施体制の確保の状況や近隣地域での業務実績などの企業の地域の精通度を評価項目に設定することも考えられる。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性の登用も考慮して、業務実績の代わりに業務実施計画を評価するほか、担当技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。

総合評価落札方式の実施方針や複数の業務に共通する評価方法の決定のほか、個別業務の評価方法や落札者の決定については、業務の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴くことも考えられる。地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項等に定める手続により行う。

また、業務の性格等に応じて、品質確保のための体制その他の業務実施体制の確保状況を確認するために仕様書等に記載された要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式の実施を考慮する。

(入札不調・不落時の見積りの活用等)

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の業務の実施実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに 契約を締結するよう努める。

- ・入札参加者から業務の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該 見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・仕様書等に基づく労務量、業務実施条件等が業務の実施実態と乖離していると想定される場合はその

見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 99 条の 2 又は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づく随意契約(いわゆる不落随契)の活用も検討する。

(公正性・透明性の確保、不正行為の排除)

入札監視委員会等の第三者機関の活用等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服 のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により中立かつ公正に苦情処理を行 う仕組みを整備するよう努める。

談合や贈収賄といった不正行為については、当該不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施すること、談合があった場合における受託者の賠償金支払い義務を契約締結時に併せて特約すること(違約金特約条項)等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求に努めることで、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に違反する行為の疑いの事実があるときは、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

(4) 業務実施段階

(業務履行条件の変化等に応じた適切な仕様書等の変更)

前述のとおり、適切な業務履行のために、仕様書等の作成に当たっては必要事項を確実に盛り込むよう 十分考慮する必要があるが、災害発生時等における緊急的に発生した追加業務等、仕様書等に明示されて いない業務履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合等において、必要と認めら れるときは、適切に仕様書等の変更及びこれに伴って必要となる代金の額や履行期間の適切な変更を行う。

また、最低賃金額の改定、労務、資材等の価格変動を注視し、賃金水準又は物価水準の変動により必要があると認める場合は、代金の額の変更を検討する。

(業務履行中の実施状況の確認等)

業務期間中においては、その品質が確保されるよう、作業計画書や作業マニュアル、業務実施体制図、緊急連絡体制、自主的な検査に係る計画、業務履行報告書(日報や月報)など、必要に応じて確認する。低入札価格調査の基準価格を下回って落札した者と契約した場合等においては、適切な業務実施がなされるよう、通常より 業務実施状況の確認等の頻度を増やすこと、業務を履行する受注者又は当該業務に配置された技術者の業務実績や業務遂行能力、履行評価能力などが、入札手続において評価項目に設定されたものより下回っていないか否かを確認すること等の対策を実施するよう努める。

また、受注者から履行状況の定期的な報告を受けるとともに、業務履行の節目において、必要な確認(以下「業務実施中の履行確認」という。)を適切に実施するよう努める。業務実施中の履行確認については、業務の実施状況について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、後述の業務完了後の評価に反映させるよう努める。

(維持管理に関する情報共有)

業務開始に際して、施設概要、使用条件、保全方法等に関する関連資料等を用い情報共有を図るよう努める。業務開始後も必要に応じて業務に関する情報等の伝達・共有化に努める。

(5) 業務完了後

(業務完了後の適切な履行検査・評価等)

契約期間が満了し、業務が完了する際には、契約書等に定めるところにより検査(以下「業務完了後の履行検査」という。)を行うとともに業務完了後の評価を行うよう努める。

業務完了後の履行検査については、業務について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項 を書面により受注者に通知するとともに評価結果に反映させるよう努める。

各発注者は、この評価を適切に行うために必要となる要領や技術基準をあらかじめ策定するよう努める。また、各発注者は評価結果に関する資料のデータベースを整備することを検討する。

(施設機能に関する現況確認)

業務実施中の履行確認及び業務完了後の履行検査を踏まえ、施設の現況について確認するとともに、 事業者が変更された場合も円滑に業務が引き継がれるよう、次年度以降の業務発注に変更を及ぼす事項 を把握するよう努める。

3 発注体制の強化等

各発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、自らの発注体制を把握し、体制が十分でないと認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国等の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国等は、講習会や研修の機会を捉えて、各発注者間の連携に資するよう、情報交換等が積極的に行える環境作りに配慮する。